

## 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出

### 抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

○国土交通省、環境省令第三号（令和四年七月二十七日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十六第一項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令

(定義)

第一条 この省令において「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下同じ。）であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

2 この省令において「クルーズ旅客船」とは、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

3 この省令において「タンカー等」とは、タンカー及び有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）以下「技術基準省令」という。）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

4 この省令において「液化ガスばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四百二十二条に規定する液化ガスばら積船であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるもの（次項に規定する液化天然ガス運搬船を除く。）をいう。

5 この省令において「液化天然ガス運搬船」とは、専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

6 この省令において「貨物船」とは、旅客船、タンカー等、液化ガスばら積船及び液化天然ガス運搬船以外の船舶であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶であるものをいう。

7～12 (略)

13 この省令において「二酸化炭素放出実績指標」とは、技術基準省令第四十七条第一項第六号に規定する二酸化炭素放出実績指標をいう。

14 (略)

15 この省令に規定する基準の適用上二以上の用途に該当する船舶に対しては、当該基準のうち最も厳しい基準を適用する。

(二) 二酸化炭素放出抑制指標の基準

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に依り、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一〇十三 (略)	(略)	(略)

改正前

二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令

(定義)

第一条 この省令において「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、自動車その他の貨物を通常水平方向に積卸しすることができる構造を有する旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。以下同じ。）であつて、二酸化炭素放出抑制対象船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の二十六第二項の規定により同条第一項の規定を適用しないこととされた船舶を除く。以下「指標確認対象船舶」という。）であるものをいう。

2 この省令において「クルーズ旅客船」とは、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

3 この省令において「タンカー等」とは、タンカー及び有害液体物質ばら積船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第一条第五項に規定する有害液体物質ばら積船をいう。）であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

4 この省令において「液化ガスばら積船」とは、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第四百二十二条に規定する液化ガスばら積船であつて、指標確認対象船舶であるもの（次項に規定する液化天然ガス運搬船を除く。）をいう。

5 この省令において「液化天然ガス運搬船」とは、専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

6 この省令において「貨物船」とは、旅客船、タンカー等、液化ガスばら積船及び液化天然ガス運搬船以外の船舶であつて、指標確認対象船舶であるものをいう。

7～12 (略)

13 (新設)

14 (略)

15 (新設)

(二) 二酸化炭素放出抑制指標の基準

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に依り、それぞれ同表の下欄に定める基準（同表の上欄に掲げる船舶の用途の二以上に該当するときは、その該当する船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に係る同表の下欄に定める基準のうち最も厳しい基準）とする。

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出抑制指標の基準
一〇十二 (略)	(略)	(略)

船舶の用途	船舶の大きさに関する指標	二酸化炭素放出実績指標の範囲				
		A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
一 ロールオン・ロールオフ旅客船		目標値の〇・七六 倍未満	目標値の〇・七六 倍以上	目標値の〇・九二 倍以上	目標値の〇・九二 倍以上	目標値の〇・九二 倍以上
二 クルーズ旅客船		目標値の〇・八七 倍未満	目標値の〇・八七 倍以上	目標値の〇・九五 倍以上	目標値の〇・九五 倍以上	目標値の〇・九五 倍以上
三 タンカー等 (次号に掲げるものを除く。)		目標値の〇・八二 倍未満	目標値の〇・八二 倍以上	目標値の〇・九三 倍以上	目標値の〇・九三 倍以上	目標値の〇・九三 倍以上
四 タンカー等 (その貨物倉の一部分がばら積み の固体貨物の 輸送のための構造 を有するものに 限る。)		目標値の〇・八七 倍未満	目標値の〇・八七 倍以上	目標値の〇・九六 倍以上	目標値の〇・九六 倍以上	目標値の〇・九六 倍以上

第三条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の十七の十四の二及び第十二条の十七の十九の二の規定による評価は、A評価、B評価、C評価、D評価又はE評価の等級を表示して行うものとする。この場合において、これらの等級に対応する二酸化炭素放出実績指標の範囲は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める範囲とする。

(二) 二酸化炭素放出実績指標の評価の基準

備考 一 Dwは、載貨重量トン数 二 Gtは、総トン数	十四 前各号に掲げる船舶以外の二酸化炭素放出抑制対象船舶 (略)
-----------------------------------	-------------------------------------

(新設)

備考 Dwは、載貨重量トン数 Gtは、総トン数	十四 前各号に掲げる船舶以外の指標確認対象船舶 (略)
-------------------------------	--------------------------------

十 ロールオン・ ロールオフ貨物 船(自動車運搬 船に該当するも のを除く)	九 冷凍運搬船	八 コンテナ船	七 ばら積貨物船	六 液化天然ガス 運搬船	五 液化ガスばら 積船		
				Dwが十万吨 未満	Dwが十万吨 以上	Dwが六万五千 トン未満	Dwが六万五千 トン以上
日標値の ○・七六 倍未満	日標値の ○・七八 倍未満	日標値の ○・八三 倍未満	日標値の ○・八六 倍未満	日標値の ○・七八 倍未満	日標値の ○・八九 倍未満	日標値の ○・八五 倍未満	日標値の ○・八一 倍未満
目標値の ○・七六 倍以上	目標値の ○・七八 倍以上	目標値の ○・八三 倍以上	目標値の ○・八六 倍以上	目標値の ○・七八 倍以上	目標値の ○・八九 倍以上	目標値の ○・八五 倍以上	目標値の ○・八一 倍以上
倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満
目標値の ○・八九 倍以上	目標値の ○・九一 倍以上	目標値の ○・九四 倍以上	目標値の ○・九六 倍以上	目標値の ○・九二 倍以上	目標値の ○・九八 倍以上	目標値の ○・九五 倍以上	目標値の ○・九一 倍以上
倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満
目標値の ○・八九 倍以上	目標値の ○・九一 倍以上	目標値の ○・九四 倍以上	目標値の ○・九六 倍以上	目標値の ○・九二 倍以上	目標値の ○・九八 倍以上	目標値の ○・九五 倍以上	目標値の ○・九一 倍以上
倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満
目標値の ○・二七 倍以上	目標値の ○・二〇 倍以上	目標値の ○・一九 倍以上	目標値の ○・一八 倍以上	目標値の ○・三七 倍以上	目標値の ○・二三 倍以上	目標値の ○・二五 倍以上	目標値の ○・四四 倍以上
倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満
目標値の ○・二七 倍以上	目標値の ○・二〇 倍以上	目標値の ○・一九 倍以上	目標値の ○・一八 倍以上	目標値の ○・三七 倍以上	目標値の ○・二三 倍以上	目標値の ○・二五 倍以上	目標値の ○・四四 倍以上
倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満	倍未満

備考 Dwは、載貨重量トン数	十一 自動車運搬船	目標値の 〇・八六 倍未満	目標値の 〇・八六 倍以上	目標値の 〇・九四 倍以上	目標値の 一・〇六 倍以上	目標値の 一・〇六 倍以上
	十二 一般貨物船	目標値の 〇・八三 倍未満	目標値の 〇・八三 倍以上	目標値の 〇・九四 倍以上	目標値の 一・〇六 倍以上	目標値の 一・〇六 倍以上

2 前項の表の目標値は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数値とする。

船舶の用途	船舶の大きさに 関する指標	目 標 値
一 ロールオン・ロールオフ旅客船 (次号に掲げるものを除く。)		R×2023Gt <sup>-0.80</sup>
二 ロールオン・ロールオフ旅客船 (船舶安全法施行規則(昭和三十 八年運輸省令第四十号)第十三 条の四第一項の規定により千九百 七十四年の海上における人命の安 全のための国際条約附属書第十章 第一規則に規定する高速船コード に従って建造されたものに限る。)		R×6167Gt <sup>-0.80</sup>
三 クルーズ旅客船		R×930Gt <sup>-0.30</sup>
四 タンカー等(次号に掲げるもの を除く。)		R×5247Dw <sup>-0.610</sup>
五 タンカー等(その貨物倉の一部 分がばら積み(固体貨物の輸送の ための構造を有するものに限る。)		R×5119Dw <sup>-0.822</sup>
六 液化ガスばら積船		R×14405×10 <sup>7</sup> ×Dw <sup>-2.071</sup>
	Dwが六万五千 トン以上	R×8104Dw <sup>-0.829</sup>
	Dwが六万五千 トン未満	R×8104Dw <sup>-0.829</sup>

備考 一 Gtは、総トン数 二 Dwは、載貨重量トン数	七 液化天然ガス運搬船	Dwが十万吨以上	R×9.827
	八 ばら積貨物船	Dwが六万五千トン以上十万吨未満	R×14479×10 <sup>10</sup> ×Dw <sup>-2.673</sup>
		Dwが六万五千トン未満	R×14479×10 <sup>10</sup> ×(65000) <sup>-2.673</sup>
	九 コンテナ船	Dwが二十七万九千トン以上	R×4745×(279000) <sup>-0.622</sup>
		Dwが二十七万九千トン未満	R×4745Dw <sup>-0.622</sup>
	十 冷凍運搬船		R×1984Dw <sup>-0.309</sup>
	十一 ロールオン・ロールオフ貨物船(自動車運搬船に該当するものを除く。)		R×4600Dw <sup>-0.557</sup>
			R×1967Gt <sup>-0.385</sup>
	十二 自動車運搬船	Gtが五万七千七百トン以上	R×3627×(57700) <sup>-0.380</sup>
		Gtが三万トン以上五万七千七百トン未満	R×3627Gt <sup>-0.380</sup>
		Gtが三万トン未満	R×330Gt <sup>-0.320</sup>
		Dwが二万トン以上	R×31948Dw <sup>-0.712</sup>
	十三 一般貨物船	Dwが二万トン未満	R×588Dw <sup>-0.385</sup>

三 Rは、次に掲げる暦年の区分に応じ、それぞれ次に定める数値

イ 令和五年 〇・九五  
 ロ 令和六年 〇・九二  
 ハ 令和七年 〇・八九  
 ニ 令和八年 〇・八九

（二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

備考（略）	三〇十四（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

船舶の用途

船舶の大きさに関する指標

一 酸化炭素放出抑制指標の基準

一（略）

二クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十二第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。次条の表第二号において同じ。）

（定義等）

第一条（略）

2〇12（略）

13 〃 この省令において「航行時二酸化炭素放出抑制指標」とは、技術基準省令第四十七条第一項第七号に規定する航行時二酸化炭素放出抑制指標をいう。

14〃16 〃（略）

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

備考（略）	三〇十四（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

船舶の用途

船舶の大きさに関する指標

一 酸化炭素放出抑制指標の基準

一（略）

二クルーズ旅客船（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十二第二項各号に規定する推進機関を有するものに限る。）

（定義等）

第一条（略）

2〇12（略）

13〃15 〃（略）

（二酸化炭素放出抑制指標の基準）

第二条 法第十九条の二十六第一項第二号の国土交通省令・環境省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準とする。

(航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準)  
 第三条 航行時二酸化炭素放出抑制指標は、次の表の上欄に掲げる船舶の用途及び同表の中欄に掲げる船舶の大きさに関する指標に応じ、それぞれ同表の下欄に定める基準に適合するものでなければならぬ。

船 舶 の 用 途 一 ロールオン・ロールオフ旅客船	船舶の大きさに関する指標	航行時二酸化炭素放出抑制指標の基準
	Dwが一万吨以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $857.4605 \times (10000)^{-0.021}$ 以下であること。
二 クルーズ旅客船	Dwが一千トン以上一万吨未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $857.4605Dw^{-0.021}$ 以下であること。
	Dwが二百五十トン以上一千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $902.59Dw^{-0.021} \left(1 - 0.05 \frac{Dw - 250}{750}\right)$ 以下であること。
三 タンカー等(次号に掲げるものを除く。)	Dwが二百五十トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二百五十トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
満	Dwが八万五千トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $119.588Gt^{-0.21}$ 以下であること。
	Gtが二万五千トン以上八万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $170.84Gt^{-0.21} \left(1 - 0.3 \frac{Gt - 25000}{60000}\right)$ 以下であること。
満	Gtが二万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが二十万トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1035.98Dw^{-0.021}$ 以下であること。
満	Dwが二万トン以上二十万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $975.04Dw^{-0.021}$ 以下であること。
	Dwが四千トン以上二万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1218.8Dw^{-0.021} \left(1 - 0.2 \frac{Dw - 4000}{16000}\right)$ 以下であること。
満	Dwが四千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。
	Dwが四千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。

(新設)



四 タンカー等（その貨物倉の一部分がばら積み の固体貨物の輸送のため の構造を有するものに 限る。）		Dwが二万トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $975.2Dw^{0.98}$ 以下であること。
		Dwが四千トン以上二 万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1219Dw^{0.98} (1 - 0.2 \frac{Dw - 4000}{160000})$ 以 下であること。
五 液化ガスばら積船		Dwが四千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。
		Dwが一万五千トン以 上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $784Dw^{0.98}$ 以下であること。
六 液化天然ガス運搬船		Dwが一万トン以上一 万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $896Dw^{0.98}$ 以下であること。
		Dwが二千トン以上一 万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1120Dw^{0.98} (1 - 0.2 \frac{Dw - 2000}{8000})$ 以 下であること。
七 ばら積貨物船		Dwが二千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。
		Dwが一万トン以上 二万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1577.59Dw^{0.98}$ 以下であること。
		Dwが二十万トン以上 二十七万九千トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $817.5215 \times (279000)^{-0.017}$ 以下である こと。
		Dwが二十万トン以上 二十七万九千トン未 満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $817.5215Dw^{0.98}$ 以下であること。
		Dwが二万トン以上二 十万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $769.432Dw^{0.98}$ 以下であること。
		Dwが一万トン以上二 万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $961.79Dw^{0.98} (1 - 0.2 \frac{Dw - 10000}{10000})$ 以下であること。
		Dwが一万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値 は、限定しない。

十 ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船に該当するものを除く。）	九 冷凍運搬船	Dwが二十万トン以上	Dwが二十万トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $87.11Dw^{-0.281}$ 以下であること。
			Dwが十二万トン以上二十万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $95.82Dw^{-0.281}$ 以下であること。
			Dwが八万トン以上十二万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $113.243Dw^{-0.281}$ 以下であること。
			Dwが四万トン以上八万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $121.954Dw^{-0.281}$ 以下であること。
			Dwが一万五千トン以上四万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $139.376Dw^{-0.281}$ 以下であること。
			Dwが一万トン以上一万五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $174.22Dw^{-0.281}$ ( $1 - 0.2 \frac{Dw - 10000}{5000}$ ) 以下であること。
			Dwが一万トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、 限定しない。
			Dwが五千トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $192.9585Dw^{-0.281}$ 以下であること。
			Dwが三千トン以上五千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $227.01Dw^{-0.281}$ ( $1 - 0.15 \frac{Dw - 3000}{2000}$ ) 以下であること。
			Dwが三千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、 限定しない。
Dwが一万七千トン以上	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1601.8615 \times (17000)^{-0.281}$ 以下であること。			
Dwが二千トン以上一万七千トン未満	航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が $1601.8615Dw^{-0.281}$ 以下であること。			

<p>この省令は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年一月一日から施行する。</p>	<p>附則</p>	<p>備考 一 Dwは、載貨重量トン数 二 Gtは、総トン数</p>	<p>第十四 前各号に掲げる船舶以外の二酸化炭素放出抑制対象船舶</p>	<p>Dwが三千トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。</p>
				<p>Dwが三千トン以上一萬五千トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が <math>107.48Dw^{-0.28} (1 - 0.3 \frac{Dw-3000}{12000})</math> 以下であること。</p>
				<p>Dwが一萬五千トン以上</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が <math>75.236Dw^{-0.28}</math> 以下であること。</p>
				<p>Dwが一萬トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。</p>
				<p>Dwが一萬トン以上</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が <math>1540.7355Dw^{-0.71}</math> 以下であること。</p>
				<p>Dwが一萬トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。</p>
				<p>Dwが一萬トン以上</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が <math>663.306Dw^{-0.47} (\frac{Dw}{Gt})^{-0.7}</math> 以下であること。</p>
				<p>Dwが一千トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。</p>
				<p>Dwが一千トン以上二 千トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が <math>1686.17Dw^{-1.06} (1 - 0.05 \frac{Dw-1000}{1000})</math> 以下であること。</p>
				<p>Dwが一萬トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。</p>
				<p>Dwが一萬トン以上</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が <math>1540.7355Dw^{-0.71}</math> 以下であること。</p>
				<p>Dwが一萬五千トン以上</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が <math>75.236Dw^{-0.28}</math> 以下であること。</p>
				<p>Dwが三千トン以上一萬五千トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値が <math>107.48Dw^{-0.28} (1 - 0.3 \frac{Dw-3000}{12000})</math> 以下であること。</p>
				<p>Dwが三千トン未満</p>	<p>航行時二酸化炭素放出抑制指標の値は、限定しない。</p>

第三条 (略)